

吹田市立障害者支援交流センター条例及び施行規則の一部改正の骨子案に係る市民意見と市の考え方について

- 1 提出期間：令和3年（2021年）8月10日（火曜日）～令和3年9月9日（木曜日）
- 2 提出意見数：183件（54通）
- 3 提出意見と市の考え方

番号	意見の概要及び件数	市の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費削減、人件費削減などにより支援内容の低下や利用者の負担が増えるため、指定管理者制度導入には反対である。</li> <li>・あいほうぷに指定管理者制度は馴染まない。</li> </ul> <p>合計 30 件</p>	<p>吹田市立障害者支援交流センター（以下「あいほうぷ」といいます。）への指定管理者制度導入は経費削減ではなく、今後増えていくことが見込まれる医療的ケアを要する重度障がい者の受入れを促進していくことを目的としています。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度の導入でどう変わるのか、メリット・デメリットを示して説明すべき。</li> <li>・市の責任放棄ではないのか、公的責任を果たすべき。</li> </ul> <p>合計 33 件</p>	<p>指定管理者制度導入のメリットは、医療的ケアを要する重度障がい者の受入れの促進や自主事業による施設の有効活用などがあります。デメリットは、事業者が変更となった場合に、引継ぎの負担を利用者におかけすることと考えています。</p> <p>そのため、引継ぎを丁寧に行うとともに、利用者の方や関係者には、指定管理者制度導入の目的や進捗状況を適宜ご説明するなどし不安感を払拭しながら事業を進めます。</p> <p>また、市の責務として、医療的ケアを要する重度障がい者の日中活動の場の確保に努めます。</p>

3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績のある現委託事業者にこれまで通り運営を任せて欲しい。</li> </ul> <p>合計 23 件</p>	<p>指定管理者の選定にあたっては、学識経験者等で構成される選定委員会により、適切に支援が行える事業者を選定します。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障がい者の受入れを保障すること。</li> <li>・現在の利用者の利用継続を保障すること。</li> <li>・質の高い人材を配置して支援内容を向上させること。</li> <li>・事業者が変更となる場合は、支援内容を低下させずに連続性と継続性を確保すること。また、利用者負担を掛けないこと。</li> </ul> <p>合計 24 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、医療的ケアを要する重度障がい者の受入れを行うとともに、現在の利用者は引き続きご利用いただきます。</li> <li>また、利用者のご意見を伺いながら、支援内容の充実に努めます。</li> <li>・仮に事業者が変更となる場合は、丁寧な引継ぎを行います。</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の重症化が進む中、専門職や必要な人材を配置して現在の支援内容を維持していくには市の財政的支援が必要。</li> </ul> <p>合計 27 件</p>	<p>指定管理者制度では生活介護事業及び短期入所事業の事業者の収入は国の介護報酬が基本となりますが、医療的ケアを要する重度障がい者の支援については、現在の国の介護報酬だけでは困難と認識しています。</p>

<p>6</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設が効率的に有効に活用できるのであれば指定管理者制度は良いこと。</li> <li>・公的資源として施設の一般開放拡大を期待する。</li> <li>・医療的ケアを要する重度障がい者が専門的な支援を受けることができるのであれば望ましい。</li> <li>・短期入所事業も含め、内容が充実するのであれば賛成。</li> </ul> <p>合計 11 件</p>	<p>指定管理者制度導入のメリットの一つとして、事業者の有する専門的な知識・経験とあいほうふの施設を活用した自主事業が期待できます。</p> <p>例えば、介護に関する研修を実施すれば、介護人材の育成につながり、あいほうふ利用者のみならず市内の障がい者全体の福祉の向上につながるものと考えています。</p> <p>また、障がい者に関する情報を積極的に発信するとともに、一般開放事業においても幅広い市民の交流の場となるよう進めていきます。</p> <p>医療的ケアを要する重度障がい者の短期入所事業の必要性については認識しており、引き続き確保に向けた方策を検討します。</p>
<p>7</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度になっても現状の短期入所の利用条件が変わらないよう、利用できる回数が減ることのないようにして欲しい。</li> <li>・医療的ケアを要する障がい者が利用できるようにして欲しい。</li> </ul> <p>合計 13 件</p>	<p>指定管理者制度としたことによって短期入所の利用回数への影響はないものと考えます。</p> <p>医療的ケアを要する重度障がい者の短期入所利用については切実な課題と認識しており、引き続き確保に向けた方策を検討します。</p>

8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者選定は実績があつて利用者が安心できる事業者を選定して欲しい。</li> <li>・事業者選定にあいほうぷの利用者を参加させてほしい。</li> </ul> <p>合計 5 件</p>	<p>指定管理者の選定にあたっては、学識経験者等で構成される選定委員会により、適切に支援が行える事業者を選定します。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度導入後もあいほうぷの利用者は市の責任でもって決定して欲しい。</li> </ul> <p>合計 5 件</p>	<p>指定管理者制度導入の目的は医療的ケアを要する重度障がい者の受入促進であり、利用者の決定には市の意向を反映するような仕組みを構築します。</p>
10	<p>骨子案以外の意見</p> <p>合計 12 件</p>	<p>意見募集案件の対象外の内容であると判断しましたので、掲載は省略させていただきます。</p> <p>御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>